の書類」を削り、同号ハ中「当該特例農地等が施行令第四十条の七第八項に規定する区域内にある旨及び」を削り、「並びに」を「及び」に改め、同条第六項中「前条第十項」を「第二十三条の七第十項」に改め、同条第七項中「前条第十一項」を「第二十三条の七第十一項」に、「同条第十二項」を「同条第十二項第一号」に、「次条第六項」を「第二十三条の八第六項」に改め、同条第八項中「前条第十三項」を「第二十三条の七第十三項」に改め、同条第九項中「前条第十四項」を「第二十三条の七第十四項」に改め、同条第十項中「前条第十五項」を「第二十三条の七第十五項」に、「贈与」を「贈与に」に、「遺贈」を「遺贈に」に改め、同条第十一項中「前条第十六項」を「第二十三条の七第十六項」に、「次条第十項」を「第二十三条の八第十項」に改め、同条第十二項中「前条第十七項」を「第二十三条の七第十七項」に改め、同条第十三項中「前条第十八項」を「第二十三条の七第十八項」に改め、同条第十四項中「前条第十九項」を「第二十三条の七第十九項」に、「次条第十三項」を「第二十三条の八第十三項」に改め、同条第十五項中「前条第二十項の」を「第二十三条の七第二十項の」に、「前条第二十項中」を「第二十三条の七第二十項第一号ハ及び第二号ハ中」に、「贈与」を「贈与に」に、「遺贈」を「遺贈に」に改め、同条第十六項中「前条第二十一項の」を「第二十三条の七第二十一項の」に、「前条第二十一項第三号」を「第二十三条の七第二十一項第三号」に改め、同条第十七項中「前条第二十二項の」を「第二十三条の七第二十二項の」に、「前条第二十二項第三号」を「第二十三条の七第二十二項第三号」に改め、同条第十八項中「前条第二十三項」を「第二十三条の七第二十三項」に改め、同条第十九項中「前条第二十四項」を「第二十三条の七第二十四項」に、「第四十条の六第六十項」を「第四十条の六第六十一項」に改め、同条第二十項中「前条第二十五項」を「第二十三条の七第二十五項」に改め、同条第二十一項中「前条第二十六項」を「第二十三条の七第二十六項」に改め、同条第二十二項中「前条第二十七項」を「第二十三条の七第二十七項」に、「第四十条の六第六十項第二号」を「第四十条の六第六十一項第二号」に改め、同条第二十三項中「前条第二十八項」を「第二十三条の七第二十八項」に改め、同条第二十四項中「前条第二十九項」を「第二十三条の七第二十九項」に、「次条第十九項」を「第二十三条の八第十九項」に改め、同条第二十五項中「前条第三十項」を「第二十三条の七第三十項」に、「前条第三十一項」を「第二十三条の七第三十一項」に、「第七十条の四第一項」」を「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「第七十条の四第一項」」に、「施行令第四十条の六第四十五項各号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」を「施行令第四十条の六第四十五項各号」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「営農困難時貸付農地等」とあるのは「営農困難時貸付特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」に、「農業相続人」と、「行つた」を「農業相続人」と、「第七十条の四の二第一項各号」とあるのは「第七十条の六の二第一項各号」と、「行つた」に、「特例農地等」と、「当該」を「特例農地等」と、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、「当該」に、「読み替える」を「、「第七十条の四の二第一項第一号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第一号」と、「第七十条の四の二第一項第二号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第二号」と、「第七十条の四の二第一項第三号」とあるのは「第七十条の六の二第一項第三号」と、同条第三十七項中「第七十条の四第二十二項第四号」とあるのは「第七十条の六第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項第四号」と、「施行令」とあるのは「施行令第四十条の七第五十一項において準用する施行令」と読み替える」に改め、同条第二十八項中「前条第三十八項」を「第二十三条の七第三十八項」に改め、同条第二十九項中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十項中「前条第四十項」を「第二十三条の七第四十項」に改め、同条第三十一項中「前条第四十一項」を「第二十三条の七第四十一項」に改め、同条第三十三項中「提出すべき」の下に「同項に規定する」を加え、同項の表中「すべて」を「全て」に改め、同条第三十四項中「法第七十条の六第二項」を「同条第二項」に改め、同条第三十五項中「前条第四十三項」を「第二十三条の七第四十三項」に改める。

第二十三条の八の二第一項中「規定する猶予適用者（」の下に「同条第二項に規定する旧法猶予適用者を含む。第三号及び次項第二号を除き、」を加え、「（以下この条において「農地」という。）」及び「（以下この条において「採草放牧地」という。）」を削り、同項第二号中「法第七十条の六の二第一項」を「施行令第四十条の七の二第六項」に改め、同項第三号中「第七十条の六の二第八項」を「第七十条の六の二第二項」に改め、同項第六号中「（第三項第一号ロにおいて「賃借権等」という。）」を削り、同項第七号中「及び」の下に「その死亡の時における」を加え、同条第二項第一号イ中「（第六項第一号において「農地保有合理化法人」という。）」を削り、同号ロ⑵中「（第六項第二号において「農地利用集積円滑化団体」という。）」を削り、同条第三項を次のように改める。

3　第二十三条の七の二第三項から第九項までの規定は、法第七十条の四の二第三項から第八項までの規定を準用する場合及び施行令第四十条の七の二第五項において施行令第四十条の六の二第二項から第八項までの規定を準用する場合について準用する。

第二十三条の八の二第四項から第九項までを削り、同条第十項中「前条第二十九項」の下に「、第三十一項」を加え、「、「第七十条の六第二十七項」を「、「法第七十条の六第二十七項」に、「第七十条の六の二第一項に」を「「施行令第四十条の七の二第六項に」に、「営農困難時貸付農地等」を「営農困難時貸付特例農地等」に、「同条第三十五項」を「同条第三十一項中「同条第二十七項において準用する法第七十条の四第二十二項」とあるのは「法第七十条の六の二第一項」と、「営農困難時貸付特例農地等」とあるのは「施行令第四十条の七の二第六項に規定する特定貸付農地等」と、同条第三十五項」に改め、同項を同条第四項とする。

第二十三条の八の三第四号中「及び」の下に「その死亡の時における」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（山林についての相続税の納税猶予）

第二十三条の八の四　施行令第四十条の七の四第一項第二号に規定する財務省令で定めるところにより証明を受けていた者は、森林法施行規則第四十二条第一号及び第二号に掲げる要件に該当することについて同令第四十三条第一項の農林水産大臣の確認を受けていた者とする。

2　施行令第四十条の七の四第一項第三号に規定する財務省令で定めるところにより証明がされた者は、森林法施行規則第四十二条第二号に掲げる要件に該当することについて施行令第四十条の七の四第一項第三号に規定する当初認定起算日からその者の相続の開始の直前まで引き続いて森林法施行規則第四十三条第一項の農林水産大臣の確認を受けてきた者とする。

3　法第七十条の六の四第一項第三号に規定する財務省令で定める林齢は、次の各号に掲げる立木の区分に応じ、当該各号に定める林齢とする。

一　水源涵（かん）養機能維持増進森林（森林法施行規則第十三条第一項に規定する水源涵養機能維持増進森林をいう。次号において同じ。）の区域内に存する立木　標準伐期齢（市町村森林整備計画（森林法第十条の五第一項に規定する市町村森林整備計画をいう。以下この項において同じ。）に定める標準伐期齢をいう。次号及び第十四項第一号ロにおいて同じ。）に十年を加えた林齢

二　水源涵養機能維持増進森林の区域以外に存する立木のうち長伐期施業森林（標準伐期齢のおおむね二倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業を推進すべき森林として市町村森林整備計画において定められている森林をいう。）の区域内に存する立木　当該長伐期施業森林につき市町村森林整備計画に定められている林齢

三　前二号に掲げる立木以外の立木　標準伐期齢

4　施行令第四十条の七の四第二項に規定する財務省令で定める平均余命は、厚生労働省の作成に係る完全生命表に掲げる年齢及び性別に応じた平均余命（一年未満の端数があるときは、これを切り捨てた年数）とする。